

# お知らせ

## 問合せは直通電話で

役場への電話(☎と記載)は、N T T電話もケーブル電話も同じ番号で担当の課に直通でつながります。N T T電話のみは、TELと記載してあります。

### ケーブル電話

南条・今庄地区↓河野地区、河野地区↓南条・今庄地区  
へかけるときは電話番号の前に**166**をつけてください。



## 暮らし

### 家屋全棟調査

町民税務課では、固定資産税の課税対象となる建物を対象に家屋全棟調査を実施しています。これは、家屋を新築などした時に行う「新築調査」とは別の調査で、家屋課税台帳に登録してある事項(所在・種類・構造・床面積等)と比較し、増築や未調査による課税もれ、また取り壊し等がある家屋を調査するもので、すでに課税されている家屋との公平性を期し、公正で適正な課税を目的として実施するものです。

毎年、調査区域を設定し、町民税務課担当職員(徴税吏員証を携帯し、名札を着用しています)が対象地区の全戸を巡回し、固定資産税が課税されている家屋の課税台帳および図

### 診断費用

60,000円/件

(補助額 54,000円)

個人負担 6,000円)

### 対象家屋

昭和56年5月31日以前に着工された在来工法または枠組壁工法による町内の一戸建木造住宅(店舗等と併用している住宅は、延床面積の2分の1以上が住宅の用途であること)

### 募集期間

平成23年6月27日(月)～平成24年1月31日(火)

### 申込方法

※募集件数になり次第締切ります。  
申込書に次の書類を添えて提出してください。

- ・住宅位置図
- ・住宅の所有者および建築年月日が確認できる書類

### 申込み・問合せ

建設整備課 ☎47-8003

## 木造住宅耐震改修工事費用補助

木造住宅の耐震改修工事費用の一部を補助します。

### 募集件数

1件

### 補助額

工事費用の2/3以内

※ただし、補助限度額は60万円です。  
**対象住宅**

①昭和56年5月31日以前に着工して建設された一戸建木造住宅

②町の耐震診断士派遣事業による耐震診断を受けた木造住宅で、診断の結果、上部構造評定が1.0未満の住宅

### 対象工事

①改修後の上部構造評定が1.0以上となること(ただし、住宅全体の耐震改修が困難な場合は、改修後の上部構造評定が0.7以上になること。なお、改修後の上部構造評定が1.0以上の場合、所得税の特別控除等の税制優遇が受けられます。)

②福井県木造住宅耐震診断士が補強計画を行い、福井県木造住宅耐震推進協議会の判定を受けること  
③福井県木造住宅耐震診断士が工事監理を行うこと

### 募集期間

平成23年6月27日(月)～平成24年1月31日(火)

※募集件数になり次第締切ります。

### 申込み・問合せ

建設整備課 ☎47-8003

## 民間建築物吹付けアスベスト調査費用補助

民間建築物の吹付けアスベスト調査費用の一部を補助します。

### 募集件数

1件

### 補助額

調査費用の全額

※ただし、補助限度額は25万円です。



対建築物

- ①町内に所在する建築物(解体に伴う建築物の分析調査は対象外)
- ②吹付け建材が施行されていること
- ③国による他の補助金等の交付を受けていないこと

募集期間

平成23年6月27日(月)～平成24年1月31日(火)

※募集件数になり次第締切ります。

申込み・問合せ

建設整備課 ☎47-8003

シルバー人材センター短信

ご家庭でお困りのことはありませんか?草むしり、庭木の剪定、掃除などどんな小さなことでもお気軽にご連絡ください。

会員募集中!!

シルバー人材センターの仲間と楽しく交流してみませんか?健康で働いたり、健康教室や特技を活かした事業、昔ながらの伝統を受け継ぐ事業などに挑戦しています。

町内に居住し、健康で働く意欲のある方なら何歳でも(概ね60歳以上)結構です。毎月、第2火曜日の午前9時から入会説明会を開催しています。ぜひ、ご連絡ください。

問合せ

南越前町シルバー人材センター ☎45-11102

http://www.sjc.ne.jp/minamiechizen/



相談

子どもの人権110番

いじめなどで悩んでいる子、つらいとき、悲しいとき、ひとりで悩まないで話を聞かせてください。強化週間には時間を延長し、土・日曜日でも相談をお受けします。相談は無料で秘密は厳守します。

ひとりで悩んでいませんか?



0120-007-1110

受付時間

月曜日～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分

強化週間

6月27日(月)～7月3日(日)

受付時間

6月27日(月)～7月1日(金) 午前8時30分～午後7時  
7月2日(土)・3日(日) 午前10時～午後5時

問合せ

福井地方方法務局人権擁護課 ☎0776-22-4210

高齢者無料電話相談

高齢者(満65歳以上)の方であれば、遺言、相続、土地、建物、金銭、成年後見、虐待など、法律に関するあらゆることに、弁護士が無料で電話相談にあたります。

相談日時

7月4日(月)～9月29日(木) 毎週月曜日と木曜日の午後2時～午後5時(祝日を除く)

相談電話

0776-23-5288  
0776-29-7180

問合せ

福井弁護士会 ☎0776-23-5255

行政相談

行政相談は、国や県、町など行政に対しての意見や要望を受け、その解決や実現を図るとともに、行政運営の改善に反映させていただきます。相談は無料です。お気軽にご相談ください。

7月の行政相談

●河野総合事務所 7月6日(水)

午後1時30分～午後3時  
相談委員 網田 浩淳さん(河内)

今庄総合事務所

7月20日(水)

午後1時30分～午後4時

相談委員 中村 忠郎さん(下新道)

問合せ

企画財政課 ☎47-8013

ほのぼの親子教室

これから子どもが産まれてくるけど子育てが不安...という妊婦さんや、毎日の育児に少し疲れてしまった...という保護者の方をサポートします。

日時 7月7日(木) 午後2時～午後3時30分

場所 南条保健福祉センター

対象者 子育てや家族関係などに不安やストレスを感じている、概ね就学前のお子さんを抱えるお母さんや妊婦の方

問合せ

丹南健康福祉センター・武生福祉保健部 ☎22-4135

無料法律相談

専門の相談員が相談をお受けします。秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください(事前の予約が必要です)。

日時 7月12日(火)

午後1時～午後4時

**場 所** 河野保健福祉センター  
**相談員** 北川 慎治 弁護士

■ **申込み・問合せ**  
南越前町社会福祉協議会河野支所  
☎48-22260

## 心の相談室

学校や職場、家庭、人間関係で感じる悩みや不安などはありませんか？専門の医師が相談をお受けします。相談は無料で秘密は厳守します（事前の予約が必要です）。

**日 時** 7月22日（金）

午後2時～午後4時

**場 所** 今庄保健センター

**相談員** 武生記念病院

院長 多賀谷 正順 先生

■ **申込み・問合せ**

保健福祉課 ☎47-8007

## 募集

### 南越消防組合職員

平成24年4月1日採用の職員を募集します。

**消防吏員** 5名

**職務内容** 住民の生命、財産などを火

災から保護し、災害等の防

除や被害の軽減のための任

務に従事する。

**受験資格** 学歴を問わず、昭和61年4

月2日から平成6年4月1

日までに生まれた方

※その他の条件や欠格事項について

は問合せください。

**第1次試験** 9月18日（日）

**受付期間** 7月11日（月）～

8月5日（金）

午前8時30分～

午後5時30分

※土・日曜日、祝日を除く。

※郵送の場合

8月5日（金）消印有効

**申込書** 南越消防組合消防本部総務

課で交付します。

**給与等（初任給）**

高校卒 144,500円

短大卒 155,700円

大学卒 172,200円

※職歴により、この金額に一定の基

準で算出した額を加算する場合があります。

この他、条件に応じて

通勤手当等の諸手当を支給します。

**南越消防組合概要説明会**

南越消防組合の概要や職務内容、

勤務体制などについて説明会が開催

されます。

**日 時** 7月2日（土）

午後1時30分～

（受付：午後1時～）

**場 所** 南越消防組合消防本部

■ **申込み・問合せ**

南越消防組合消防本部総務課

TEL21-0119

### 看護師再就業講習会

**日 時** 7月1日（金）～

8月5日（金）のうち7日間

午前9時30分～

午後3時30分

**場 所** 福井県看護協会

**対象者** 看護職の資格を持つ就職希

望の方

**内 容** 最近の看護の知識・技術を

学ぶ

※参加は無料です。

■ **問合せ**

福井県看護協会・福井県ナースセ

ンター

〒918-8206

福井市北四ツ居町601

TEL0776-5211857

### 救命講習会 （普通救命講習）

自動体外式除細動器（AED）を

取入れた救命講習会が開催されます。

応急手当の知識と技術の習得は、大

切な命を救ううえで、とても重要で

す。どなたでも無料で受講できます。この機会に受講してください。

**日 時**

● 河野分署

7月10日（日） 午前9時～正午

● 南消防署

8月7日（日） 午前9時～正午

**内 容** AEDの取扱いを含めた心

肺蘇生法の知識と実技

※修了者には「普通救命講習修了証」

を交付します。

**定 員** 各日20名

**申込締切** 各講習日の2日前

■ **申込み・問合せ**

南消防署 ☎45-0119

河野分署 ☎48-3119

### 簡単手芸教室

今月は「うさぎのポーチ」づくり

に挑戦です！2回で1作品を作り上げ

ます。

**日 時** 7月21日（木）・28日（木）

午後1時～

**場 所** ふれあい会館今庄サイクリ

ングターミナル

**受講料** 350円（材料費など）

**講師** 村中 美都江 氏

※糸・針・はさみを持参してください。

■ **申込み・問合せ**

ふれあい会館今庄サイクリングタ

ーミナル  
☎45-0073



### 町営住宅入居者

ニュー今庄ハイツ2号棟  
・203号室(2LDK)  
家賃 33,000円  
入居資格 住宅に困窮している中堅所得者

税金・公共料金等の滞納が無い方

### 甲楽城公営住宅

・302号室(3LDK)  
家賃 19,900円  
29,600円

※所得額により決定  
入居資格 住宅に困窮している低額所得者

税金・公共料金等の滞納が無い方

### 募集締切 7月15日(金)

※応募が募集室数を越えた場合は、審査のうえ、抽選で決定します。

### 申込み・問合せ

建設整備課 ☎47-80003

## 講座

### 生涯学習講座

日時 7月10日(日)  
午前10時～

場所 今庄総合事務所  
講師 県民講師  
高岡 宣子 氏

テーマ 薬剤師さんが教える食物と健康(No.1)

問合せ 教育委員会 ☎47-3810

### 手話講座

日時 7月14日(木)  
午後7時30分～午後9時

場所 南条地区公民館  
講師 福井県手話通訳協会副会長  
福島 幸一 氏

テーマ 趣味、レジャー、スポーツ

日時 7月28日(木)  
午後7時30分～午後9時

場所 南条地区公民館  
講師 福井県手話通訳協会副会長  
福島 幸一 氏

テーマ 会社・学校での生活

問合せ 教育委員会 ☎47-3810

### たのしい園芸講座

日時 7月27日(水)  
午後1時30分～午後3時

場所 南条文化会館  
講師 蔬菜園芸専門員

山口 務 氏  
テーマ 秋野菜の栽培ポイント

問合せ 教育委員会 ☎47-3810

## 催し

### 伊藤氏庭園一般公開

次のとおり国指定名勝「伊藤氏庭園」の一般公開を行います。

日時 7月9日(土)、10日(日)  
10月8日(土)、9日(日)

午後1時～午後4時  
申込方法 見学希望者は事前に問合せ  
てください。

※団体(10人以上)での見学はできません。

問合せ 教育委員会今庄事務所  
☎45-80003

### 花はす観賞ウォーク

11県民スポーツ祭交流の部のウォーキング大会が次のとおり開催されます。

日時 7月10日(日)

午前10時～  
(受付：午前9時30分～)

コース 9km・14kmの2コース  
集場所 ウォーターランド南条

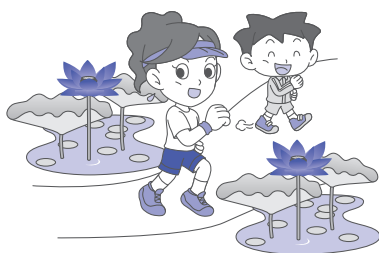
参加費 200円/人

未就学児は無料です。

参加申込 当日、会場にて受け付けます。

### 問合せ

福井県ウォーキング協会  
Tel 0776-28-6980



## スポーツ大会の結果

(敬称略)

### 第7回今庄地区ゲートボール大会

開催 5月25日(水)  
今庄ウォーターパーク

①小倉谷 ②八飯 ③孫合

### 第7回南越前町長杯囲碁大会

開催 5月29日(日)  
南条地区公民館

①藤本 新一 二段 (奥野々)  
②今村 彰夫 五段 (脇本)





## 65歳以上の方へ 介護保険料のお知らせ

問合せ 保健福祉課

Tel 47-80009

65歳以上の方の平成23年度介護保険料が決定しました。  
介護保険料は、本人および世帯員の前年の所得に応じて決定するもので、平成23年度の1年間(4月から翌年3月分まで)の保険料を「介護保険料決定通知書」にてお知らせします。

7月中旬頃に「介護保険料決定通知書」を郵送しますので、納付書が同封されている方は、指定納期限までに金融機関等で納めてください。介護保険料を納める方法は、年金の額などによって「特別徴収」と「普通徴収」の2つに分かれています。

介護保険料を滞納していると、滞納している期間に応じて、利用負担の割合が増える場合があります。介護が必要なとき、安心してサービスを利用できるように必ず納めましょう。

### 特別徴収

年金が年額18万円以上の方  
↓保険料が年金から天引き  
2カ月分の保険料が、年金の支払い月(偶数月、年6回)に、年金から天引きされます。

ただし、年金額が18万円以上でも、次の場合は一時的に納付書で納めます。

- ①年度の途中で65歳になったとき
- ②年度の途中で他の市区町村から転入したとき
- ③年度の途中で保険料が変更になったとき
- ④年金が一時停止になったとき

(現況届の出し忘れ等により年金が停止した場合など)

### 普通徴収

年金が年額18万円未満の方  
↓保険料を納付書で納付

保険料を7月、9月、11月、12月、1月、3月の6回に分けて納付書で納めます。

保険料の納付は、便利で安全・確実な口座振替をご利用ください。

### 口座振替の手続き方法

所定の用紙に、口座番号など必要事項を記入し、通帳の届出印を押印し提出します。保健福祉課、各総合事務所、金融機関に用紙がありますので、通帳、印鑑(通帳届出印)を持参し申込してください。

## 年金のお知らせ

問合せ 武生年金事務所 Tel 23-1124  
町民税務課 ☎ 47-8015

### 退職(失業)による特例免除制度をご利用ください

厚生年金に加入していた方が退職(失業)されると、役場で国民年金保険の加入手続きを行い、月額15,020円の保険料を納めることになります。ただし、保険料を納めることが経済的に困難な方には、申請によって保険料の納付を免除される制度があります。

特例免除制度は、退職(失業)した年度および翌年度に限り利用することができません。通常、保険料が免除されるためには、申請者本人・配偶者・世帯主の方の所得が基準の範囲内である必要がありますが、この制度では審査の対象となる申請者本人の所得を除外して審査を行います。

特例免除を申請される場合は、雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票などの公的機関の証明書の写しを添付して、役場町民税務課の国民年金窓口へ提出してください。

なお、学生の方で国民年金保険料を納付することが困難な場合は、学生納付特例制度もありますのでご相談ください。

### 税務署からのお知らせ

#### 面接によるご相談は、事前予約をお願いします

国税に関する相談のうち、次のような相談については、あらかじめ相談日時を予約していただくようご協力をお願いします。

#### 相談内容

- ①内容が複雑なもの
  - ②書類などによる具体的な事実確認が必要なもの
  - ③電話による回答が困難なもの
- なお、ご予約の際には、お名前・ご住所・電話番号・相談内容・相談希望日時をお伺いいたします。

詳細は国税庁のホームページをご参照ください。<http://www.nta.go.jp>  
問合せ 武生税務署 Tel 22-00890